

國會議員海外特派に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十六日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年四月廿八日

國會議員海外特派に關する質問主意書

一、民主政治日本の國會議員は先進國の民主議會を百聞は一見に如かずで、海外の政治及び実情を見学すべきであるが、政府の処見を問う。

二、必要なる立法に当りても見学の要請に重要なるものがあるが御処見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。